

令和4年度 第1回 東北森林管理局保護林管理委員会  
生物群集保護林の地帯区分について



霜化粧したエゾオヤマリンドウ（八幡平生物群集保護林）

# 「保護林設定管理要領」より抜粋 ① (平成27年 林野庁長官通知)

## 2 生物群集保護林

### (1) 目的

地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的とする。

### (2) 設定の基本的な考え方

森林管理局長は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、(1)の目的から**特に保護・管理を必要とする区域を生物群集保護林として設定することができるものとする。**

ア **自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域**であって、**原則として300ヘクタール以上の規模を有するもの**

イ 自然状態が十分保存された天然林を中心に、地域固有の生物群集が存在し、今後、復元の取組が見込まれる森林を周辺部に包含する区域であって、原則として1,000ヘクタール以上の規模を有するもの

なお、設定する区域には、自然状態が十分保存された天然林と一体的に保護・管理すべき草地、湿地、高山帯、岩石地等を含めることができるものとする。

### (3) 地帯区分

生物群集保護林は、原則として一の区域について保存地区及び保全利用地区に区分するものとする。ただし、**地帯区分を行う合理的な理由が見いだせない場合は、この限りでない。**

ア **保存地区は、自然状態が十分保存された天然林を主体とする区域とする。**

## 「保護林設定管理要領」より抜粋② (平成27年 林野庁長官通知)

イ 保全利用地区は、保存地区に外部からの影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすために必要と考えられる広がりを持つ、原則として保存地区と同質の天然林を主体とする区域とし、天然林と一体的に保護・管理することが相応な人工林を含めることができるものとする。

### (4) 取扱いの方針

生物群集保護林の保存地区及び保全利用地区の取扱いは次のとおりとする。

#### ア 保存地区

原則として人為を加えずに**自然の推移に委ねる**ものとする。

#### イ 保全利用地区

(ア) 天然林については保存地区と同様とし、**人工林については育成複層林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図る**ものとする。

(イ) 必要に応じて草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・管理することができるものとする。

ウ 次に掲げる行為については、必要に応じて行うことができるものとする。

(ア) 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、復元、その他公益上の事由により必要と認められる行為  
(（エ）に掲げるものを除く。)

(イ) 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地滑り・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為

(ウ) 鳥獣・病虫害被害及び移入種対策として必要と認められる行為

(エ) 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置

(オ) 保全利用地区における枯損木及び被害木の伐倒・搬出

(カ) 標識類の設置等

(キ) その他法令等の規定に基づき行うべき行為

### (5) 復元

復元を行うことが必要と認められる生物群集保護林の取扱いは次のとおりとする。

## 「保護林設定管理要領」より抜粋 ③ (平成27年 林野庁長官通知)

### ア 復元計画の策定

森林管理局長は、第6の2の(2)の規定により設置される保護林復元部会の意見を踏まえ、復元を行うことが必要と認められる生物群集保護林の復元方法等について取りまとめ、これに基づき次の事項を含む復元計画を策定するものとする。

(ア) 復元の意義・目的

(イ) 対象森林の現況と目標林型

(ウ) 復元対象区域

(エ) 復元手法・取組方針

(オ) 実行管理体制

### イ 林野庁との調整

森林管理局長は、復元を行おうとする場合は、あらかじめ意見を付して林野庁長官の意見を聴くものとする。

### ウ 情報の発信

地域住民等を含む国民に向けた取組説明会を定期的

に催し、復元に向けた取組、蓄積された復元技術等について、広く情報発信するものとする。

### (6) その他

ア **生物群集保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐による施業は行わないものとし、複層伐及び択抜を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。**

イ **生物群集保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。**

ウ 保全利用地区は、原則として地勢線を介し保存地区の周辺を全て取り囲むよう設定するものとする。**ただし、森林の状況、立地条件等からみて、保全利用地区が保存地区の周囲を全て取り囲まなくても保存地区に外部の影響が及ばないと認められる場合を除くことができるものとする。**

## 地帯区分の検討に当たっての留意事項 ①機能類型

- 国有林野では公益重視の管理経営の一層の推進を図るため、森林の有する多面的機能のうち特に重視する機能に応じて森林を5タイプの機能類型に区分し、機能を最大限に発揮できるような森林づくりを実施。
- 東北森林管理局では4タイプに区分し、機能類型に応じた管理経営を実施。

機能類型	重視する機能	管理経営の考え方	伐採方法
<u>自然維持タイプ</u>	森林生態系の保全や貴重な野生生物の保護など自然環境を維持する機能を重視	良好な自然環境を保持する森林や希少な生物の生息・生育に適した森林の維持	原則として <u>自然の推移に委ねる</u> ものとする。 ( <b>保護林は全て自然維持タイプ</b> )
<u>森林空間利用タイプ</u>	森林レクリエーションなど森林とのふれあいの場としての機能を重視	保健・文化・教育的利用の形態に応じた多様な森林の維持・造成	森林の現況に急激な変化を与えないよう、原則として <u>複層伐又は択伐による</u> ものとする。
<u>山地災害防止タイプ</u>	山崩れなどの災害を防止する機能を重視	表土の保全や根系及び下層植生の発達した森林の維持	森林の現況に急激な変化を与えないよう、 <b>複層伐又は択伐による</b> ことを基本とする。
<u>水源涵養タイプ</u>	水資源を蓄え、良質な水を供給する機能を重視	人工林の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導等を推進し、森林資源の有効活用にも配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の裸地化を極力回避するため、複層伐又は択伐を推進するものとする。</li> <li>・皆伐を行う場合は、伐採面積の縮小、モザイク的な配置に努める。</li> <li>・尾根、斜面中腹、溪流沿い、林道沿線等を主体とし保護樹帯（幅員は概ね50m以上）を必要な箇所に設ける。</li> <li>・具体的には「<b>施業群</b>」を設定し、<b>それに基づいて施業を実施する</b>（次頁）。</li> </ul>

「国有林野の管理経営に関する基本計画」、「管理経営の指針（東北森林管理局）」より抜粋

## 地帯区分の検討に当たっての留意事項 ②施業群

○ 水源涵養タイプについては、林種や施業方法、伐採・更新方法、伐期齢等から12の施業群に分類。

主な施業群の名称	対象林分・施業目標等	伐採方法
<u>スギ・カラマツ等</u>	スギ、ヒノキ、カラマツ又はその他針葉樹を主体とする人工林（アカマツ、クロマツ、ヒバを主とする人工林を除く）。【スギの伐期齢：45～60年】	<u>皆 伐</u>
<u>スギ・カラマツ等長伐期</u>	スギ又はカラマツの人工林。【スギの伐期齢：70～100年】	<u>皆 伐</u>
<u>スギ超長伐期</u>	天然スギの生育地域等で特に林地生産力が高く、立地条件に恵まれたスギの人工林。【伐期齢：150年】	<u>皆 伐</u>
<u>植栽型複層林</u>	伐採により裸地が生じないよう、天然力の活用にも配慮しつつ人工造林によって複数の樹冠層を有する森林への誘導又は維持を図る。	<u>複層伐</u>
<u>天然更新型複層林誘導</u>	天然更新によって針広混交林又は高木性天然木が混在する多層の樹冠からなる森林へ誘導する。	<u>複層伐</u>
<u>広葉樹択伐</u>	健全な大径木を含み樹種の多様性が高い、適度にうっ閉した森林への誘導又は維持を図る。	<u>択 伐</u>
施業群設定外	分収育林、分収造林、保護樹帯、試験地、次代検定林、精栄樹保護林、展示林、竹林、更新困難地。	

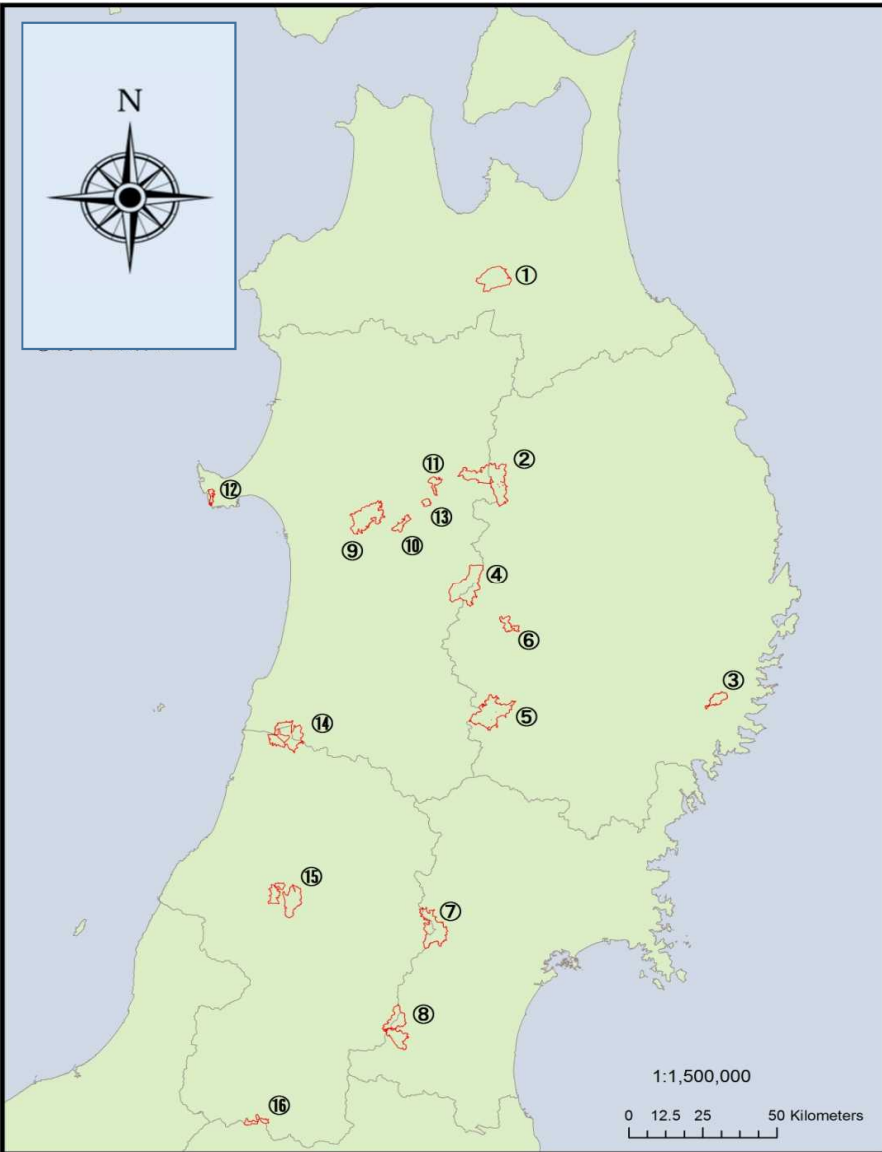
「管理経営の指針（東北森林管理局）」より抜粋。上記の他に、「アカマツ等」「アカマツ等長伐期」「ヒバ択伐林誘導」「ヒバ択伐」「天然スギ」「ナラ等中小径木」がある。

## 地帯区分の検討に当たっての留意事項 ③法令制限等

- 自然公園に指定されている国有林野については、「自然公園区域内における森林施業について」（昭和34年、林野庁長官通達）に基づいて森林の施業を行う。
- その他、法令制限等については、その規定に従う。

法令等	備考
自然公園法	<p>規制に係る行為（木竹の伐採や土地の形状変更等）をしようとする場合は、あらかじめ協議しなければならない。（法68条3項）</p> <p>なお、自然公園区域内における森林施業については、下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別保護地区、第1種特別地域：禁伐</li> <li>・ 第2種特別地域：原則として択伐</li> <li>・ 第3種特別地域：風致の維持を考慮して実施する</li> </ul>
自然環境保全法、鳥獣保護管理法、文化財保護法、森林法等	法令に則って国有林野事業を実施する。

# 東北森林管理局管内の生物群集保護林



① 八甲田山 (R5)

② 八幡平 (R4 : 別紙 1)

③ 五葉山 (R4 : 別紙 2)

④ 和賀岳 (H30)

⑤ 焼石岳 (R2)

⑥ 毒ヶ森 (R2)

⑦ 船形山(御所山) (H30)

⑧ 蔵王 (R5)

⑨ 太平山周辺 (R3)

⑩ 番鳥森・大仏岳 (R3)

⑪ 奥羽山脈北西部 (R3)

⑫ 男鹿半島海岸植生 (R2)

⑬ 葡萄森 (R4 : 別紙 3)

⑭ 鳥海山 (R5)

⑮ 月山 (R3)

⑯ 楯峰・飯森山 (R2)

( ) : 地帯区分実施年度